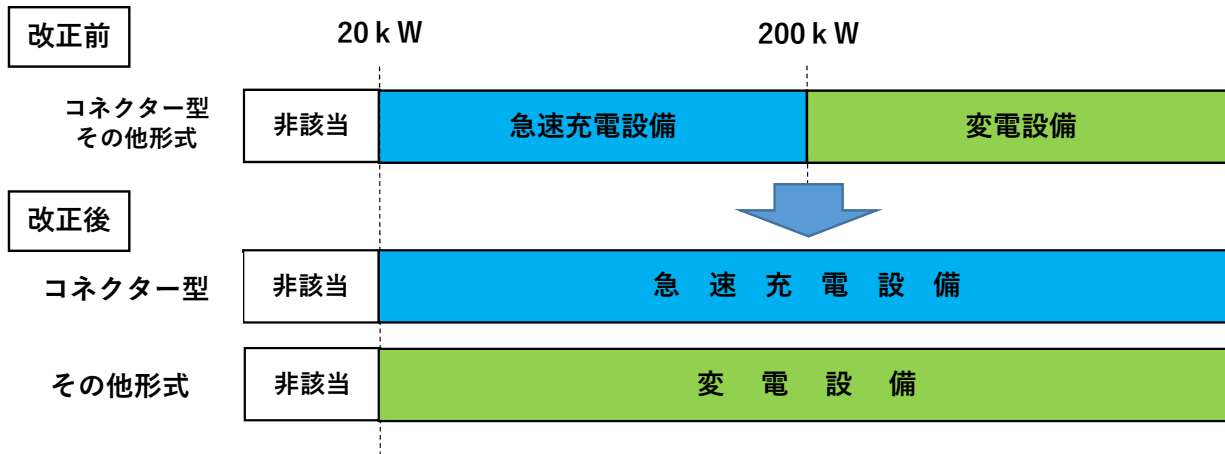


急速充電設備に係る規定の整理

改正のポイント①

・急速充電設備の定義の見直し

- ①充電対象は「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの」
- ②急速充電設備の出力の上限200kWは撤廃。
- ③コネクタを用いて充電するものを急速充電設備と定義。



急速充電設備



コネクタを用いて充電するもの

変電設備



コネクタ以外を用いて充電するもの
(パンタグラフ等)

改正のポイント②

・分離型の急速充電設備の定義

- ・変圧する機能を有する設備本体と充電ポスト（充電ケーブル）で構成されるものを分離型急速充電設備と規定



改正のポイント③

・手動緊急停止装置の規定

- ・手動で緊急に停止することが出来る装置は、利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること



緊急停止ボタン
(主にコネクタ部分を想定)

改正のポイント④

・保安のための蓄電池

- ・停電時、コネクタの接続部分の安全装置を維持するために設けてある蓄電池には、条例に掲げる措置は適用しない